

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和七年十二月五日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年七月三十日奈良県指令建第一一二―一九七号

令和七年十一月七日奈良県指令郡土第一―四六―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年十一月十四日郡土第七一六号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年十一月十四日郡土第二四九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市山崎町七五番一、七五番二、七五番三、七五番四、七五番五、七五番六、七五番七、七五番八及び七五番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市谷田町八七六番地 ローレル大光二〇一号

梅岡住宅サービス株式会社 代表取締役 梅岡久幸

奈良市四条大路二丁目二番一三号

いこま住研株式会社 代表取締役 生駒堅治

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市山崎町七五番一

下水道 生駒市山崎町七五番一の一部

一 許可番号

令和六年十二月十三日奈良県指令建第一一四―九〇号

令和七年五月一日奈良県指令建第一一四―九〇―一号

令和七年十一月十一日 奈良県指令郡土第二一―一四―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年十一月十七日郡土第七一七号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年十一月十七日郡土第二五〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市矢田町六三八四番一、六三八四番六、六三八四番七、六三八四番八、六三八四番一一、六三八四番一二、六三八四番一三、六三八四番一四、六三八四番一五、六三八四番一六、六三八四番一七、六三八四番一八、六三八四番一九、六三八四番二〇、六三八四番二一、六三八四番二二、六三八四番二三及び六三八四番二四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大宮町一丁目六番二一

株式会社やまと不動産 代表取締役 古谷泰彦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市矢田町六三八四番六

下水道 大和郡山市矢田町六三八四番六の一部

水路 大和郡山市矢田町六三八四番七